国内経済金融

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議の成果と課題

寺林　暁良

はじめに

2015 年 11 月 30 日～12 月 12 日、フランスのパリ近郊で、気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）の第 21 回締約国会議（COP21）が開催された。

92 年の地球サミットで採択された同条約では、人間活動に伴う気候変動問題に対処するために二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガスの排出量を削減することが目標に掲げられ、95 年以降は年に 1 度のペースで締約国会議（COP）が開かれてきた。

今回の COP21 は「パリ協定」と呼ばれる新たな枠組が採択されるなど、節目となる会合であった。本稿では、この「パリ条約」の内容を確認し、今後の日本の課題について述べる。

COP21 に至る経緯

「パリ協定」の内容を説明する前に、COP21 で同協定が採択された経緯を振り返っておきたい。

UNFCCC において採択された最初の法的枠組は、97 年の COP3 で採択された「京都議定書」である。これは、08～12 年までの第一約束期間中に、先進国全体の温室効果ガスの排出量を 90 年比▲5%まで減らすことを目標としている。また、その後設定された 13～20 年の第二約束期間については、90 年比で少なくとも▲18%という目標が立てられている。

しかし、同議定書は、①最大の CO_2 等排出国であるアメリカが義務規定を嫌って参加しなかったこと、②中国やインドなどの上位の温室効果ガス排出国を含め、途上国に参加義務がないこと、③第二約束期間については、日本を含めた主要国のいくつかが参加を見送ったことなど、様々な問題点があったことから、新たな枠組の必要性が認識されてきた。

これを受けて 10 年の COP16 では、「京都議定書」に不参加の先進国や途上国が 20 年までの温室効果ガス削減目標を自主的に設定するという「カンクン合意」が採択された。ただし、これは法的拘束力のある枠組とはならなかった。

以上の状況を見直し、すべての国が参加できる法的枠組の策定を求めたのが、11 年の COP17 で示された「ダーバン・プラットフォーム」である。この工程表では、15 年中に新たな法的枠組を採択し、その枠組を 20 年から実行することが定められた。

「パリ協定」の内容

「パリ協定」は、上記のような経緯を経て今回の COP21 において採択されたのである。同協定の内容として、次のような点が挙げられる[注1]。

第 1 に、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に保つとともに、1.5℃未満に収まるように努力する」という目標が掲げられたことである。このように枠組の中に温度目標が定められたことに対しては、大きな成果であると前向きに評価する見方が強い。ただし、2℃未満という高い目標は現実的ではな

http://www.nochuri.co.jp/
ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載･複製を禁じます

いとの見方もあり、今後論点になりうるポイントの一つとなっている。

第 2 に、温室効果ガス削減目標について、各国が責任の差異や能力、置かれている状況に応じて目標を立てるという原則が明示されたことである。具体的には、歴史的に気候変動問題に大きな責任を持つ先進国には総量ベースの削減目標の設定が求められる一方、中国やインドなどの途上国には GDP あたり排出量などに基づく目標設定が認められた(注2)。これは、経済成長の権利を主張する途上国の参加を促しやすくする内容として注目に値する。なお、各国の削減目標は 5 年ごとに見直され、その際にはより高い目標を設定することが推奨されている。

第 3 に、削減目標の達成に法的義務が設けられなかったことである。法的義務がないことで実効性を疑問視する声も根強いが、「京都議定書」のように義務規定を設けることによってアメリカなどの排出量上位国の参加が得られなければ、枠組自体の意義が失われてしまう。同協定は、目標達成に対する拘束力は「弱い」ながらも、多くの国が参加するという面では「強い」枠組が策定されたと評価できる。

その他、先進国や経済規模の大きな途上国による途上国支援に対する努力義務などについても、一定の内容が盛り込まれている。

「パリ協定」は、世界の温室効果ガス排出量の 55%以上を占める 55 ヵ国以上が批准等を行った 30 日後に発効することになっている。今後は、どれだけの国がこの協定に参加することになるのかが大きな注目点となろう。

今後の日本の課題

日本も、COP21 に臨むにあたり、20 年以降の約束草案として、「30 年度までに 13 年度比▲26%（05 年度比▲25.4%）」という温室効果ガス削減目標を掲げている(注3)。日本では、既に対策が進んできた産業部門に比べて家庭部門での削減余地が大きいと言われるが、欧州に比べて遅れをとる住宅の断熱性能基準を見直すことなどによって省エネを推進することで、この部門の排出削減を進めていくことが求められるだろう。電力や熱の利用に関しては、再生可能エネルギーの導入等をさらに進めることも重要である。

また、世界的にみると、日本の温室効果ガスの排出シェアは、10 年で 3%にとどまる。日本が気候変動問題に貢献していくためには、同シェア 22%を占め、大気汚染問題への対応も迫られている中国のように、排出規模の大きい途上国に対して積極的に環境技術の移転・普及支援を行っていくことも重要である。それは、日本企業にとってのビジネスチャンスにもなりうるほか、国際的な協力関係の強化によって、排出量取引などの市場メカニズムを活用する機会の拡大にもつながると思われる。

(注1) UNFCCC (12 December 2015)‘Adoption of the Paris Agreement: Proposal by the President’（http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/l09.pdf）を参照のこと。

(注2) 例えば、中国は、温室効果ガス排出量自体は 30 年頃にピークを迎える見通しであるが、30 年までに GDP あたりの排出量を 05 年比で▲60～▲65%まで削減するとの目標草案を提出している。このように、経済成長を考慮した形で削減目標の設定がなされている。

(注3) 経済産業省（2015 年 4 月 30 日）「日本の約束草案要綱（案）」（http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/sangyougijutsu/chikyu_kankyo/yakusoku_souan_wg/pdf/007_04_00.pdf）を参照のこと。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます